明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件（**文部科学**四五）　一
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（**同**四六）　二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**同**四七）　二
○史跡に指定する件（**同**四八）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**六五七、六五八）　三
○農薬を登録した件（**同**六五九、六六〇）　一〇
○農薬を再登録した件（**同**六六一）　一二
○農薬の登録が失効した件（**同**六六二）　一四

〔**官庁報告**〕

官庁事項
平成二十七年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　一四
平成二十七年度第三・四半期国庫の状況（同）　六〇

〔**公　告**〕

諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六八
裁判所
破産、免責関係　七二
特殊法人等
独立行政法人国立健康・栄養研究所平成二十六事業年度財務諸表、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　八二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　八六
会社その他
会社決算公告　九〇